

【消費生活の窓口から】

還付金詐欺が増加しています！

～ATM だけじゃない！

ネットバンキングを使う手口にもご注意ください！！～

全国的に「還付金詐欺」に関する相談が増加しています。2022 年度の還付金詐欺の相談件数は過去 5 年間で最高となっており、トラブルに遭われている方の約 95%が 60 歳以上です。近年、手口が多様化しており、ATM から振り込ませる従来の手口のほか、インターネットバンキングを使って振り込ませる手口も見られます。手口を改めて確認し、自衛に努めましょう。

相談事例から見る還付金詐欺の手

1. 【役場等】の担当者を名乗って【電話】をしてきます。
2. 電話の中で消費者に【お金が返ってくる話】をします。
3. 役場等の担当者を^{かた}騙る電話の後、金融機関の担当者を^{かた}騙る電話がかかってくるなど、複数の人物が登場する「劇場型勧誘」も見られます。
4. お金を受け取る手続きをするよう指示します。

ATM・インターネットバンキングどちらでも、還付金を自分の口座に振り込む手続きと称して操作方法を指示されるため、消費者は自分の口座にお金を振り込む手続きをしているつもりですが、実際には自分の口座にあるお金を詐欺グループの口座に振り込んでいます。

この他、インターネットバンキングのログインに必要なパスワードを聞き出し、詐欺グループが自ら不正にログインして操作し、お金が引き出される場合もあります。

【アドバイス】

◆役場等から「お金が返ってくる」という電話がかかってくたら、それは還付金詐欺です。

◆還付金に心当たりがある場合は、自分で役場等の担当部署を調べた上で連絡し、確認しましょう。電話の相手から伝えられた番号に電話すると、詐欺グループにつながりますので、絶対に電話してはいけません。

◆「お金を返すために必要」などと言われ、名前や住所、銀行名、口座番号等の個人情報を聞かれても絶対に答えないようにしましょう。

◆不審な電話の対策として、防犯機能付き電話機の購入や、電話機の留守番電話機能、ナンバー・ディスプレイ機能などを活用しましょう。

◆不安を感じたら、すぐに家族や知人、警察相談専用電話（＃９１１０）、消費生活相談窓口、消費者ホットライン^{い や や}１８８（局番なし）等に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[還付金詐欺が増加しています！－ATM だけじゃない！ネットバンキングを使う手口にも注意－（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）６６２－２５９３